

# バーゼルⅢの最終化について

---

2018年2月

金融庁／日本銀行

- \* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が公表した最終合意文書の内容の理解促進の一助として、作成したものです。必ず最終合意文書(原文)に当たって御確認下さい。また、本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

# 世界金融危機後の金融規制改革

2008: 世界金融危機

ワシントン(2008年11月)、ロンドン(2009年4月)以降の  
G20サミット会合  
規制改革の全体像の提示



## もっと資本と流動性を

- トレーディング活動の資本賦課強化(バーゼル2.5)(2009年)
- 資本の質と量の引き上げ、レバレッジ比率規制、流動性規制(バーゼルⅢ)(2010年)
- **バーゼルⅢの最終化と銀行の国債保有規制**

## Too big to failは許さない

- システム上重要な金融機関の指定と上乗せ規制・TLAC・破綻処理計画(2011~2015年)
- 破綻処理制度の整備(2014年)

## 店頭デリバティブズ市場改革

- 中央清算(2012年)
- 証拠金規制(2013年)
- 取引報告義務(2012年)
- 電子取引基盤(2011年)

## シャドーバンク対策

- 証券化取引規制(2012年)
- レポ市場改革(2014年)
- MMF改革(2012年)
- 銀行のシャドーバンクへの関与に対する規制強化(2014年)

残された課題が  
今回決着

# これまでの経緯

## ■ 1988年7月 バーゼル I に合意

- ・ 国際的に活動する銀行の自己資本比率の測定方法や達成すべき最低水準を規定。

## ■ 2004年6月 バーゼル II に合意

- ・ 金融取引の多様化・複雑化やリスク管理手法の高度化に合わせ、リスク計測手法を精緻化。

## ■ 2010年以降 バーゼル III

### 自己資本の質・量の強化(2010年合意)

- 損失吸収力の高い資本(普通株式、内部留保等)の自己資本に占める割合を高めるとともに、資本バッファを導入することで、自己資本の質・量を強化。



### 流動性規制の導入、開示規制の見直し等(2013年以降合意)

- 流動性規制(流動性カバレッジ比率(2013年)、安定調達比率(2014年))の導入、開示規制の見直し(2015年・2017年)、証券化商品の取扱いの見直し(2014年・2016年)、トレーディング勘定の抜本的見直し(2016年) 等



### バーゼル III の最終化(2017年12月)

- リスク・アセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法(信用・市場・オペ)等の最終見直し。

# 銀行の自己資本比率規制について

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット(RWA)}} \geq 8\%$$

保有資産額にリスクウェイトを乗じて算出。

(例) 大企業向け貸出 × 100% + 中堅企業向け × 85% + 中小企業向け × 75% + 国債 × 0% + ……

信用リスク

貸出先(企業、個人等)の債務不履行リスク

+

市場リスク

市場の動向による保有有価証券等の価格変動リスク

+

オペレーショナルリスク

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク

※ リスクの計測手法については、多数の銀行が採用する標準的手法と、一部の銀行が採用する内部モデル手法が存在。ただし、オペレーショナルリスクの計測手法については、今回の見直しで内部モデル手法を廃止し、一本化。

- リスクの適切な反映と、規制の簡素さ・比較可能性のバランスを確保。  
(銀行によるリスク管理の高度化に向けたインセンティブの維持。)
- 持続可能な経済成長を支える金融仲介機能の維持と、リスクに見合った資本賦課の適正化。
- 2022年1月より段階実施。(2027年に完全実施。)

## (1) 信用リスクの標準的手法の見直し

- 中堅企業向け債権(無格付)のリスクウェイト(RW)を引下げ(100%⇒85%)。
- 株式のRWを引上げ(100%⇒250%)。

## (2) 信用リスクの内部モデル手法の見直し

- 各銀行による内部モデルの利用範囲を制約。
- デフォルト確率等の自行推計値に下限を設定。

## (3) オペレーショナルリスクの計測手法の見直し

- 内部モデル手法を廃止し、計測手法を一本化。
- 銀行のビジネス規模と損失実績を勘案。

## (4) 資本フロアの導入

- 内部モデルにより算出したリスクアセット(RWA)額は、標準的手法により算出したRWA額の72.5%を下限とする。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット(RWA)}} \geq 8\%$$

銀行間のリスク計測のばらつきを抑制するための見直し

## (5) レバレッジ比率

- ※貸出金や有価証券等の総エクスポージャー額を分母とする簡素な指標(リスクの高低に左右されない)。
- 最低水準は3%。ただし、G-SIBsに対しては一定の上乗せあり(邦銀の場合、0.5%~0.75%)。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{オンバランス・オフバランス資産の合計額}} \geq 3\%$$

# (1)信用リスクの標準的手法の見直し

- 規制のリスク感応度を向上（格付や担保水準に応じたリスクウェイト(RW)の細分化等）。
- 全体的な資本賦課水準の引き上げを目的とするものではない。

## 【見直しの主なポイント】

- 銀行向け債権： 設立国のソブリン格付を参照したRW（例：邦銀向けは一律20%）から銀行の格付に応じたRWへ（20～150%）。
- 事業法人向け債権（有格付）： BBB格のRWを100%から75%に引下げ。
- 中堅企業向け債権（無格付）： RWを100%から85%に引下げ。
- 住宅ローン： 一律のRW（35%又は75%）から、LTV比率（ローン残高／担保価値）に応じた水準に（20～70%）。また、賃貸収入依存債権（アパートローン等の一部）には、より高いRWを適用（30～105%）。
- 政策保有株： RWを100%から250%に引上げ（5年間の経過措置あり： 2022年（100%）より2027年（250%）にかけて、毎年30%ずつ段階的に引上げ）。
- 与信枠（コミットメント）： 無条件で取消し可能な与信枠に対する掛け目を0%から10%に引上げ。但し、一定の要件を満たす取引（専用当座貸越）は、適用除外。
- クレジットカード債権： 返済遅延のない債権のRWを75%から45%に引下げ。

# (参考)信用リスクの標準的手法の見直し(RWの水準)

## ■ 銀行向け債権

格付	AAA-AA	A	BBB	BB-B	CCC	無格付
現行	設立国のソブリン格付を参照(例:邦銀向けは20%)					
見直し後①	20%	20%	20%	50%	150%	20/50/150%
見直し後②	20%	30%	50%	100%	150%	30/40/75/150%

※ 「見直し後①」は、短期債権(契約期間3ヶ月以下)。「見直し後②」は、長期債権。

## ■ 事業法人向け債権

格付	AAA-AA	A	BBB	BB-B	CCC	無格付 (中堅企業)	無格付 (その他)
現行	20%	50%	100%	100%	150%	100%	100%
見直し後	20%	50%	75%	100%	150%	85%	100%

※ 中堅企業は、売上高5,000万ユーロ以下の企業。

## ■ 住宅ローン

LTV	<50%	50-60%	60-80%	80-90%	90-100%	100%<
現行			35%			75%
見直し後①	20%	25%	30%	40%	50%	70%
見直し後②	30%	35%	45%	60%	75%	105%

※ 「見直し後①」は、通常の債権。「見直し後②」は、返済資金が不動産の賃貸収入に依存している債権。  
LTV(Loan to Value)は、住宅ローン残高/担保価値。

## (2) 信用リスクの内部格付(モデル)手法の見直し

- 内部格付手法の利用に伴うリスク計測結果のばらつきを軽減するため、適用対象を制限するとともに、各種入力変数の推計値に下限を設定。

### 内部格付手法の仕組み

- 各銀行が信用リスクの計測に必要な入力変数(デフォルト確率等)を推計し、当局が設定した関数式へ代入し、リスクアセットを計測。
- 推計が認められる入力変数の範囲に応じ、**基礎的**内部格付手法(FIRB)と**先進的**内部格付手法(AIRB)が存在。  
※ 内部格付手法の利用には当局による承認が必要。

### ＜自行推計が認められる入力変数＞

	デフォルト 確率 (PD)	デフォルト 時損失率 (LGD)	デフォルト 時与信額 (EAD)
<b>基礎的</b> 内部格付手法	○	×	×
<b>先進的</b> 内部格付手法	○	○	○

### 【見直しの主なポイント】

#### ① 内部格付手法の適用対象を制限

大企業・中規模企業向け債権：**基礎的**内部格付手法のみ  
金融機関向け債権：**基礎的**内部格付手法のみ  
株式：**標準的手法**のみ

#### ② 自行推計が認められる入力変数(PD、LGD)に対する下限値(インプット・フロア)の設定

- ③ 一方で、基礎的**内部格付手法**の適用を受ける債権に対する当局設定のLGDを一部引き下げるとともに、内部モデルを用いて計算された**リスクアセット計測値を1.06倍する乗数を撤廃**する等、所要の見直しを実施。



# (3) 信用評価調整(CVA)リスクの枠組みの見直し

- OTCデリバティブ取引等のカウンターパーティ信用リスクの計測手法について会計やリスク管理実務の高度化を踏まえた枠組みの見直し。
- 内部モデルを廃止する一方で、各銀行のデリバティブ取引の規模・特性等を踏まえた3段階の計測手法を用意。

- 信用評価調整(CVA: credit valuation adjustment)とは、取引相手方の信用力をデリバティブ取引の評価額に反映させる価格調整のこと。
- 金融危機に際して、CVAの時価損失が非常に大きかったことを踏まえ、バーゼルⅢ(2010年合意)において、取引相手方のデフォルト・リスク(CCR)に加え、CVA変動リスクに対する所要資本の導入がなされた。

## 【見直しの主なポイント】

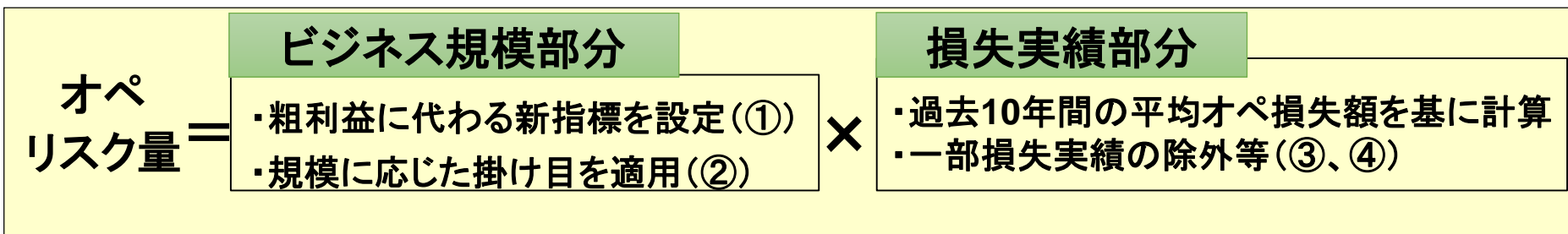
- **リスク感応度の向上:** 取引相手方の信用力の変化に加え、市場要因によるOTCデリバティブのエクスポージャーの変動リスクを捕捉。また、会計上と規制上のCVAの乖離を縮小することで、銀行のカウンターパーティ信用リスク管理(ヘッジ、担保等)実務を適切な形で所要資本に反映。
- **規模・特性等に応じた計測手法:** CVA計測は非常に複雑でモデルリスクも高いことから、内部モデルの使用を禁止。一方、デリバティブ取引の規模・特性を踏まえた計測手法の選択肢を多様化。

	計測手法	内容
リスク感応度 ↑ 高 ↓ 低	標準的方式 (SA-CVA)	・新たなマーケット・リスクの標準的方式と同様、リスク感応度をベースとした計測手法。 ・会計と規制の整合性向上やヘッジの勘案等に優れた手法。
	基礎的方式 (BA-CVA)	・従来の標準的リスク測定方式を改良。 ・取引相手方の信用力の変化のみ補足(市場要因によるエクスポージャー変動は勘案せず)。
	簡便法	・取引相手方のデフォルト・リスク(CCR)と同水準の資本賦課を求める。 ・OTCデリバティブの想定元本が1,000億ユーロ以下の銀行のみが適用可能。

# (4)オペレーショナルリスクの計測手法の見直し

- 内部モデル(先進的計測手法:AMA)を廃止し、計測手法を一本化。
- 「ビジネス規模」と「損失実績」を組み合わせる新しい標準的手法を導入。
- 再発可能性がなく、銀行の現在のリスクプロファイルを適切に反映しない損失実績は除外可能。

## 【新手法の概要】



### ① 新指標(Business Indicator)の構成要素

金利等区分	資金損益、配当、リース、等
サービス区分	役務損益、その他損益、等
金融取引等区分	有価証券売買損益、資産負債評価損益、等

### ② BIの値に応じた累進的な掛け目の適用

10億ユーロ以下	12%
10億超～300億ユーロ以下	15%
300億ユーロ超	18%

### ③ 再発可能性のない損失実績の除外

- ・銀行の現在のリスクプロファイルを反映していない損失については、当局による個別の承認を条件に、損失実績の計算対象から除外が可能。

### ④ 損失実績の勘案に係る各国裁量

- ・各国裁量によりビジネス規模部分だけを勘案することが可能。

# (5) 資本フロアの導入

- 内部モデル手法に基づき算出したリスクアセットの合計額(※)が、標準的手法に基づく算出結果を大幅に下回らないよう、一定の下限値(フロア)を設定。

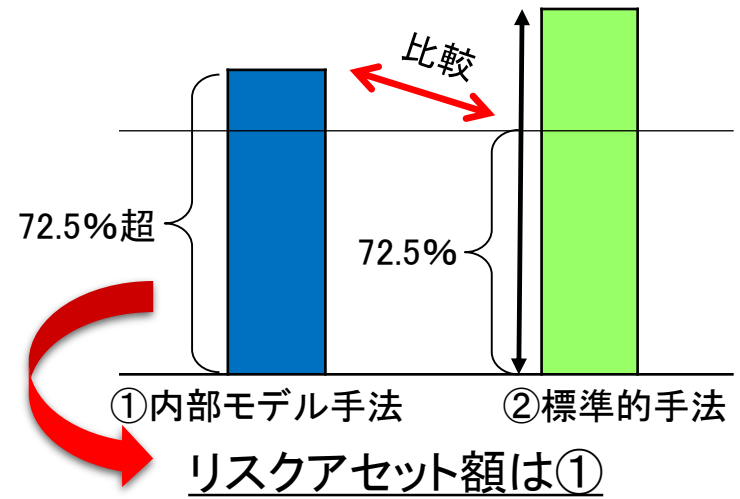
(※) 信用リスク、市場リスク及びオペレーショナルリスクのリスクアセットの合計額

## ■ 資本フロアの計算方法

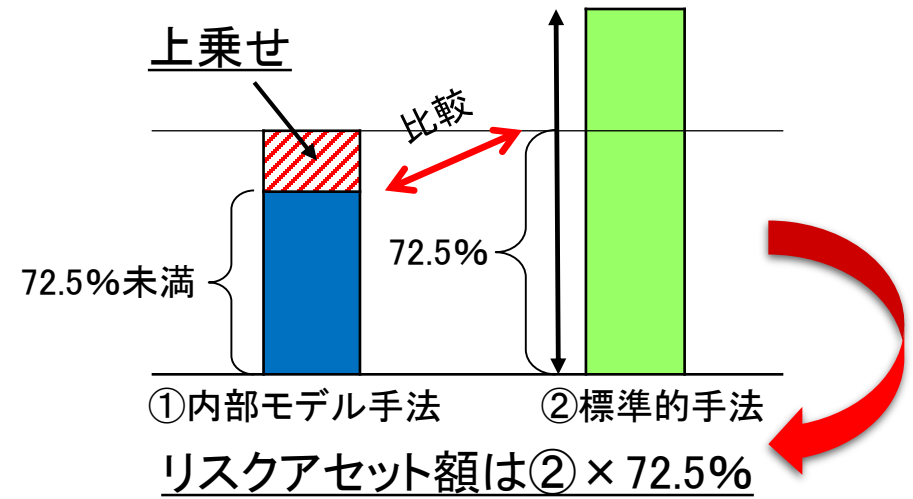
①内部モデル手法に基づくリスクアセット  $\geq$  ②標準的手法に基づくリスクアセット  $\times$  **72.5%**

- フロア適用前後におけるリスクアセットの増加率の上限を25%とする移行措置を各国裁量で導入可(2027年に終了)。

【①が②×72.5%を上回る場合】



【①が②×72.5%を下回る場合】



## ◆ 資本フロアの段階的導入スケジュール

2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
50%	55%	60%	65%	70%	72.5%

## (6)レバレッジ比率

- 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制することが目的。
- 簡素な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率)を補完。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{エクスポージャー(オンバランス項目+オフバランス項目)}} \geq 3\%$$

(参考) 2018年より、見直し前の基準により最低所要自己資本(第1の柱)規制の一部として導入(開示は、2015年より実施)。

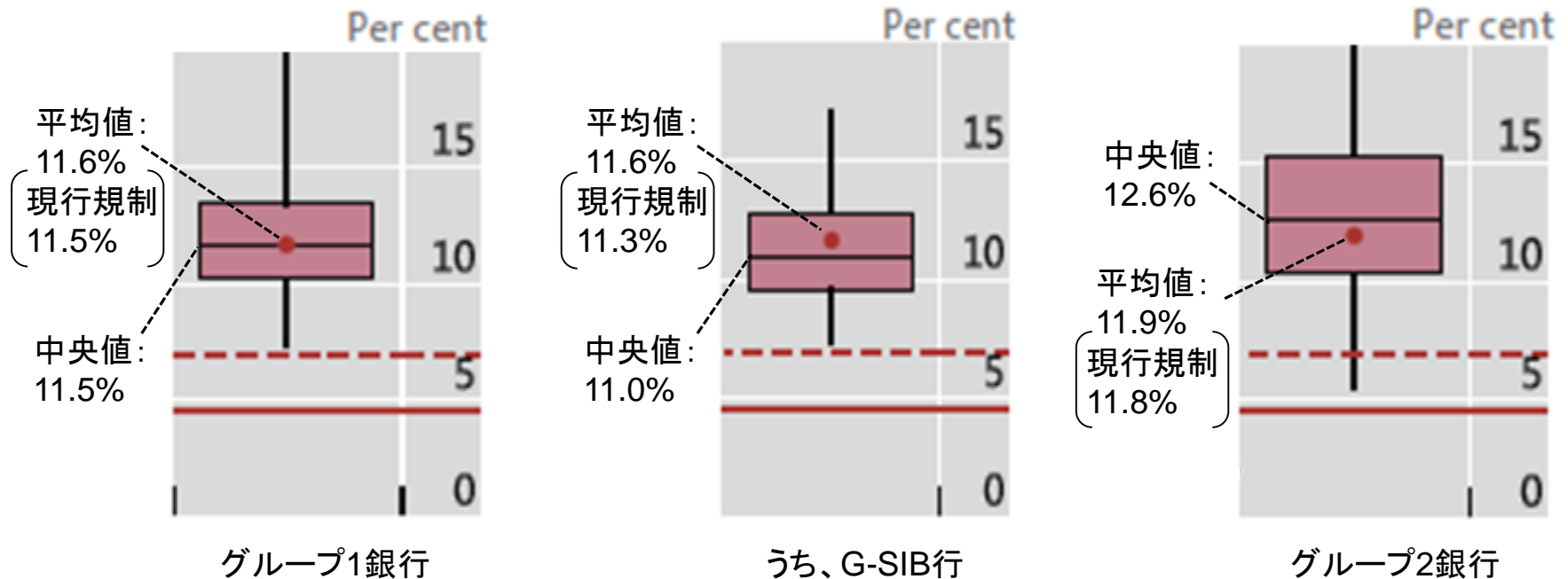
### 【見直しの主なポイント】(2022年より実施)

- G-SIBsに対する上乘せ(邦銀の場合、0.5%~0.75%)
- レバレッジ・エクスポージャー(分母)の見直し
  - ✓ デリバティブ・エクスポージャー:カウンターパーティー信用リスクの計測に係る標準的手法(SA-CCR)で計測(担保は原則勘案せず)。
  - ✓ 有価証券等の未決済勘定:一定の要件を満たせば、売り買いを相殺可能。
  - ✓ 与信枠(コミットメント)等:信用リスクの標準的手法と同じ掛け目を適用。 等

# 定量的影響度調査の結果

- バーゼル委員会メンバー国等の国際的に活動する銀行を対象に、バーゼルⅢ最終化の定量的影響度を分析。
- 銀行毎に影響は異なるが、全体の平均的な自己資本賦課水準は現行規制並み。

## ＜最終規則における普通株式等Tier1比率＞



※グループ1銀行は、Tier1資本額が30億ユーロ超の国際的に活動する銀行。グループ2銀行は、それ以外の銀行。

※データ基準日は2015年12月末基準(本邦は2015年9月末基準)。

※2016年1月に最終化されたトレーディング勘定の抜本的見直し(FRTB)の影響は含まれていない。

# ソブリン・エクスポージャーの規制上の取扱いに関する経緯

## ■ バーゼル規制におけるソブリン・エクスポージャー(国債等)の取扱い

- 現行のバーゼル規制において、自国通貨建ての国債は、格付にかかわらず、信用リスクをゼロにすることができる(各国裁量)。

※ ユーロ圏内では、ユーロ圏発行のユーロ建て国債全てを自国向け国債として扱い、低いリスク・ウェイト(=0%)を適用可能。

- 大口信用供与規制において、国債は対象外。

※ 大口信用供与規制とは、銀行が保有する特定の債務者グループ向け債権を、基準自己資本(Tier1)の25%(G-SIB間取引は15%)までとする規制。

## ■ バーゼル委員会における議論

- 現行のバーゼル規制上の取扱いが、自国銀行による欧州周縁国国債の保有を容易にし、ユーロ圏の債務・銀行危機を深刻化させたのではないか、との問題意識が出発点。
- バーゼル委員会は、2015年1月以降、考えられる対応策について、注意深く、包括的に、時間をかけて議論。
- 2017年12月7日、バーゼル委員会がソブリン・エクスポージャーに関する検討を完了し、現行の規制上の取扱いを維持することを決定、公表。